

飲酒運転に関する罰則と基礎点数

【運転者に関するもの】

違反行為		罰則	点数	処分基準 (前歴のない場合)
酒酔い運転		5年以下の懲役または 100万円以下の罰	35点	免許取消し ⇒欠格3年
酒気帯び運転	呼気1リットル中の アルコール濃度 0.25ミリグラム以上	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	25点	免許取消し ⇒欠格2年
	0.15ミリグラム以上 0.25ミリグラム未満		13点	免許停止 ⇒90日

※飲酒運転は、事故を起こさなくても**免許取消又は停止**

【周辺者に関するもの】

平成19年の法改正で新設

車両提供者		酒類提供者		飲酒運転 車両への	同乗者
運転者が酒酔い運転をした場合		運転者が酒酔い運転をした場合		運転者が酒に酔っていることを 知りながら、同乗した場合	
罰則	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	罰則	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	罰則	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転をした場合		運転者が酒気帯び運転をした場合		運転者が酒気を帯びていることを 知りながら、同乗した場合	
罰則	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	罰則	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金	罰則	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

●車両提供者

飲酒運転するおそれのある者に車両を提供した者(運転者と罰則は同じ)

●酒類提供者

飲酒運転するおそれのある者に酒類を提供した者

●同乗者

運転者が飲酒していることを知りながら、乗せてくれるよう依頼・要求をして、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者

※運転免許保有者であれば、行政処分は、運転者の処分基準に応じて行われる。